

第70号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年11月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一産児につき <u>408,000</u> 円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、 <u>408,000</u> 円に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。 2 (略)	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一産児につき <u>404,000</u> 円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、 <u>404,000</u> 円に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る芦屋市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

出産育児一時金の支給額を408,000円（現行は404,000円）に改める。（第5条関係）

3 施行期日等

(1) 令和4年1月1日

(2) この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

1 制度の掛金の引き下げ及び出産育児一時金の支給総額の維持

現在の出産育児一時金の支給総額42万円には、産科医療補償制度の掛金である1万6千円が含まれており、本体給付分の出産育児一時金は40万4千円となっている。

この度、産科医療補償制度の掛金が、1万6千円から1万2千円に引き下げられることとなったが、出産育児一時金の支給総額42万円を維持するため、本体給付分の出産育児一時金を40万8千円に引き上げる健康保険法施行令の一部改正が行われた。(令和4年1月1日施行)

	改正後	改正前
産科医療補償制度（掛金分）	1万2千円	1万6千円
健康保険法施行令（本体給付分）	40万8千円	40万4千円
出産育児一時金支給総額	42万円	42万円

2 芦屋市国民健康保険条例及び同条例施行規則の改正

健康保険法施行令の一部改正に伴い、「芦屋市国民健康保険条例」において規定する本体給付分の出産育児一時金を、現行の40万4千円から40万8千円に改める。

なお、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、「芦屋市国民健康保険条例施行規則」において規定する本体給付分の出産育児一時金に加算する額を、1万6千円から1万2千円に改定している。(令和4年1月1日施行)

	改正後	改正前
芦屋市国民健康保険条例施行規則 （加算額＝掛金相当額）	1万2千円	1万6千円
芦屋市国民健康保険条例 （本体給付分）	改正案 40万8千円	現行 40万4千円
出産育児一時金支給総額	42万円	42万円